質問事項に対する回答書

（件名）北陸自動車道　R3上越管内橋梁補修工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	4月27日	特記仕様書	P2	5（1）	交差する一般道にて作業する時、一般道の交通規制、交通誘導員が必要となると考えます。これに係る費用は、工事契約、施工実施後変更になるものと考えてよろしいでしょうか	一般道の交通規制に要する費用は、特記仕様書　11-3「標識等の設置」及び11-9「保安に関する費用」に記載のとおりです。 なお、交通誘導員に要する費用は、契約参考図書（率計上項目及び概算数量、図面）に記載のとおり、工事契約後に協議願います。
2	4月27日	特記仕様書	P25	20	率計上工事に関する事項は、諸経費の対象となると考えてよろしいでしょうか	諸経費の対象です。
3	4月27日	特記仕様書	P30	25—2	割掛対象表の項目にある、足場工、吊足場工、昇降足場を施工するにあたり、既設の検査路が障害となります。この検査路の撤去再設置に係る費用は工事契約、施工実施後変更になるものと考えてよろしいでしょうか。また、既設検査路の数量等を御提示お願いいたします。	既設の検査路が障害となる場合、その撤去再設置に係る費用については工事契約後に別途協議願います。 既設検査路の数量等についても同様です。